

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

| 連 結 業 度 | | | 法人名 | | () | |
|--|--|--|----------------|---|----------------|---|
| 調整給前増加雇用者給与等 | 雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十)付表「1」の合計) | 1 | 円 | 調整前税額控除限度額 $(11) \times \frac{10}{100}$ (6) ≤ (7) の場合は0 | 12 | 円 |
| | 基準雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(26)の合計) | 2 | | 税額控除加算基準額 ((1) - (5)) と (11) のうち少ない金額 | 13 | |
| | 調整前雇用者給与等支給増加額 (1) - (2) (マイナスの場合は0) | 3 | | 税額控除加算額 $(13) \times \frac{2}{100}$ | 14 | |
| | 増加促進割合 $\frac{(3)}{(2)}$ | 4 | | 税額控除限度額 (12) 又は ((12) + (14)) ((1) < (5) の場合又は (9) < 0.02 若しくは (7) = 0 の場合は0) | 15 | |
| | 比較雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(30)の合計) | 5 | 円 | 税額控除加算額 $(13) \times \frac{12}{100}$ (9) < 0.02 又は (7) = 0 の場合は0 | 16 | |
| | 平均給与等支給額 (36の①) | 6 | | 税額控除限度額 (12) 又は ((12) + (16)) (1) < (5) の場合は0 | 17 | |
| | 比較平均給与等支給額 (36の②) | 7 | | 調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」) | 18 | |
| | 平均給与等支給増加額 (6) - (7) (マイナスの場合は0) | 8 | | 当期税額基準額 $(18) \times \frac{10}{100}$ 又は $\frac{20}{100}$ | 19 | |
| | 平均給与等支給増加割合 $\frac{(8)}{(7)}$ | 9 | | 当期税額控除可能額 ((15) 又は (17)) と (19) のうち少ない金額 | 20 | |
| | 個別給与控除額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十)付表「22」の合計) | 10 | 円 | 調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十四)「7」の②) | 21 | |
| | 雇用者給与等支給増加額 (3) - (10) (マイナスの場合は0) | 11 | | 法人税額の特別控除額 (20) - (21) | 22 | |
| 各 連 結 法 人 の 基 準 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 計 算 | | | | | | |
| 基準連結事業年度又は基準事業年度等 | 国内雇用者に対する給与等の支給額 | $\frac{\text{適用年度の月数}}{(23) \text{の基準連結事業年度又は基準事業年度等の月数}}$ | | 基準雇用者給与等支給額 (24) × (25) | | |
| 23 | 24 | 25 | | 26 | | |
| 平 | 円 | — | | 円 | | |
| 平 | | | | | | |
| 各 連 結 法 人 の 比 較 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 計 算 | | | | | | |
| 前連結事業年度又は前事業年度 | 国内雇用者に対する給与等の支給額 | $\frac{\text{適用年度の月数}}{(27) \text{の前連結事業年度又は前事業年度の月数}}$ | | 比較雇用者給与等支給額 (28) × (29) | | |
| 27 | 28 | 29 | | 30 | | |
| 平 | 円 | — | | 円 | | |
| 平 | | | | | | |
| 平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算 | | | | | | |
| | | | 平均給与等支給額の計算 | | 比較平均給与等支給額の計算 | |
| | | | 適用年度 | | 前連結事業年度又は前事業年度 | |
| | | | ① | | ② | |
| | | | | | | |
| 各連結法人における計算 | 雇用者給与等支給額 | 31 | 別表六の二(二十)付表「1」 | 円 | (28) | 円 |
| | 同上のうち一般被保険者である継続雇用者に係る金額 | 32 | | | | |
| | 同上のうち継続雇用制度対象者に係る金額 | 33 | | | | |
| | 継続雇用者給与等支給額 (32) - (33) | 34 | | | | |
| | 月別支給対象者の合計数 | 35 | | | 人 | |
| 平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 各連結法人の(34)の合計 各連結法人の(35)の合計 | | 36 | | 円 | | 円 |

別表六の二（二十）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の6第1項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）又は平成29年改正前の措置法第68条の15の5第1項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「税額控除限度額15」又は「税額控除限度額17」の各欄は、「増加促進割合4」に記載した割合が次に掲げる連結事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合未満である場合には、「0」と記載します。

(1) 連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じ。）が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する連結事業年度…0.04（その適用を受ける連結法人に係る連結親法人が中小連結親法人（措置法第68条の15の6第2項第7号に規定する中小連結親法人をいいます。以下同じ。）である場合には、0.03）

(2) (1)に掲げるもの以外の連結事業年度…0.05（その適用を受ける連結法人に係る連結親法人が中小連結親法人である場合には、0.03）

3 「 税 額 控 除 限 度 額
(12)又は(12)+(14) 15
(1)<(5)の場合又は(9)<0.02若しくは(7)=0の場合は0) 」

は、連結親法人事業年度が平成29年4月1日以後に開始する連結事業年度にあつては「(12)又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は((12)+(14))」及び「又は(9)<0.02若しくは(7)=0の場合」を消します。

4 「 税 額 控 除 限 度 額
(12)又は(12)+(16) 17
(1)<(5)の場合は0) 」

が平成29年4月1日以後に開始する連結事業年度にあつては「(12)又は」を消し、連結親法人事業年度

が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は((12)+(16))」を消します。

5 「当期税額基準額
(18)× $\frac{10又は20}{100}$ 19」は、その適用を受ける連結

法人に係る連結親法人が中小連結親法人である場合には「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消します。

6 「当期税額控除可能額
((15)又は(17))と(19)のうち少ない金額 20」は、その適

用を受ける連結法人に係る連結親法人が中小連結親法人である場合には、「(15)又は」を消し、その他の場合には「又は(17)」を消します。

7 措置法令第39条の47第11項第1号（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる場合に該当する場合（同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）には、「各連結法人の基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は、記載しません。

8 「基準雇用者給与等支給額
(24)×(25) 26」は、次に掲げる場合には、「基準雇用者給与等支給額
(24)×(25)× $\frac{70}{100}$ 26」として記載し

ます。

(1) 措置法第68条の15の6第2項第4号ハに掲げる場合に該当する場合（措置法令第39条の47第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）

(2) 措置法令第39条の47第11項第2号に掲げる場合に該当する場合（同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）

9 措置法令第39条の47第14項に規定する継続雇用者給与等支給額の合計額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額36」の「適用年度①」には「1」と記載し、同条第17項に規定する継続雇用者比較給与等支給額の合計額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額36」の「前連結事業年度又は前事業年度②」には「0」と記載します。